北大は自らの謝罪文どおり
道労働委命令を真摯に受け入れよ!！

―中労委、札幌地裁への訴えを起こすな！―

道労働委命令に基づく謝罪文

さる３月31日、北海道労働委員会（道労働委）は2009年北大不当労働行為事件に関する命令を交付しました。同命令によると、北大学長は「交付の日から10日以内に」、Ａ４版紙の謝罪文を北大教職員組合委員長に「手交」（手渡すこと）しなければなりません。そのため北大は４月８日、**謝罪文(裏面)**を北大職組に「手交」しました。謝罪文の文章内容は、同命令の主文のなかで指定されています。

2009年北大不当労働行為事件とは

2009 年の人事院勧告に準拠して北大が教職員の賃金を減額する方針を表明したため、同年秋、北大職組と北大とのあいだで団交が重ねられていました。この不当労働行為事件は、第３回団交（2009 年 11 月 11 日）で大学側が席を蹴って勝手に部屋から出て行ったことなどから構成されています。大学側のこうした態度が不当労働行為に当たるとして、北大職組は 2010 年３月 18 日、道労働委に救済申立手続きを行いました。以来１年近く、道労働委の場で北大職組と北大が争って、過日の命令交付に至りました。

道労働委命令の内容

3.31 道労働委命令の内容は次のとおりです。

＊北大は不誠実な団交を行った。

＊北大は北大職組の運営に支配介入した。

＊北大学長は北大職組委員長に謝罪文を「手交」せよ（上述）**。**

以上のうち不誠実団交と支配介入の２点が不当労働行為を構成しています。各県の労働委命令で不誠実団交が認定された事例はありますが、**支配介入**（組合の弱体化を企図した行為）が認められたのは珍しく、北大の行為はそれほどに違法性が高かったと言えます。

北大は中労委、札幌地裁への訴えを断念せよ！！

北大は道労働委命令に従って、北大職組に謝罪文を「手交」しました。ただし、北大は制度上、４月14日までに中央労働委員会に再審査を申し立てるか、あるいは４月29日までに札幌地裁に命令取り消しの行政訴訟を提起することが出来ます。

しかし、北大が道労働委の命令を不服として上記の訴えを起こすとすれば、北大には労使関係を改善する意思が全くないと言わなければなりません。北大職組は、北大が真摯に3.31道労働委命令を受け入れて二つの訴えを断念し、**「今後、このような行為を繰り返さない」という謝罪文の表現と一致する行動をとるよう**、ここに強く要求します。

2011 年４月 12 日

北海道大学教職員組合
Tel／Fax 011-746-0967
E-mail:kumiai@ma4.seikyou.ne.jp